

野洲市こどもの家
持続ある運営を考える委員会（第4期）

提 言 書（案）

令和7年 12 月

野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会（第4期）

目次

1. はじめに.....	2
2. 今回の調査検討内容.....	3
① 学童保育料および季節保育料の価格検証.....	4
(1) 保護者負担（学童保育料）の基本的な考え方.....	4
(2) 令和元年度から令和6年度までの利用状況・事業費の確認.....	4
(3) 学童保育料の検証.....	5
② 物価高騰に伴う間食費の見直し.....	8
(1) 学童間食の現状について.....	8
(2) 近隣市における学童間食費の状況.....	8
③ 季節保育における延長保育料・間食費の固定化.....	9
(1) 季節保育の延長保育料・間食費の算出方法について.....	9
(2) 見直し案.....	10
3. 野洲市こどもの家の持続可能で安定した運営に向けて（提言）.....	11
4. おわりに.....	12
5. 資料編.....	13
(1) 委員名簿（第4期）.....	13
(2) 令和7年度野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会.....	14
(3) 委員会規則.....	15

1. はじめに

野洲市こどもの家（学童保育所）（以下「こどもの家」といいます。）の運営にあつては、野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会（以下「委員会」といいます。）において、これまで第1期から第3期にわたり、それぞれ課題となっていた事項について提言を行ってきました。

今回、第4期の委員会においては、保育料の検証及び、近年の物価高騰を踏まえた間食費の見直し検討等を行いました。この検証結果を踏まえ、今後のこどもの家の運営が持続可能で安定したものとなるよう提言書としてまとめました。

この提言書が、今後のこどもの家の運営において、とりわけ学童保育料の考察を行う上で活用されることを期待します。

令和7年12月18日

野洲市長 櫻 本 直 樹 様

野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会
委員長 苗 村 吉 昭

2. 今回の調査検討内容

こどもの家の保育料（以下「学童保育料」という。）については、第3期委員会（令和元年度）において検証して以降6年が経過しており、その間、コロナ禍や物価高騰など社会や経済情勢が大きく変動している。そのため、今回は以下3点について、学童保育料等の調査検討を行った。

① 学童保育料および季節保育料の価格検証

第3期委員会において検証して以降の令和元年度から令和6年度におけるこどもの家の利用状況・事業費を確認し、各年度でのこどもの家の運営費における保護者負担金と市税負担金との割合について検証した。

② 物価高騰に伴う間食費の見直し

間食費は現行で1食あたり約60円（月額1,200円）に設定されているが、物価高騰の影響により充実した間食の提供が難しくなっていることから、近隣市との比較も含め間食費の見直しを検討した。

③ 季節保育における延長保育料・間食費の固定化

現行の季節保育における延長保育料・間食費は日割り計算であり、年度ごとの日数変動により保護者負担の見通しが立ちにくく事務負担が生じていることから、直近5年間の平均を基に固定方式へ移行することを検討した。

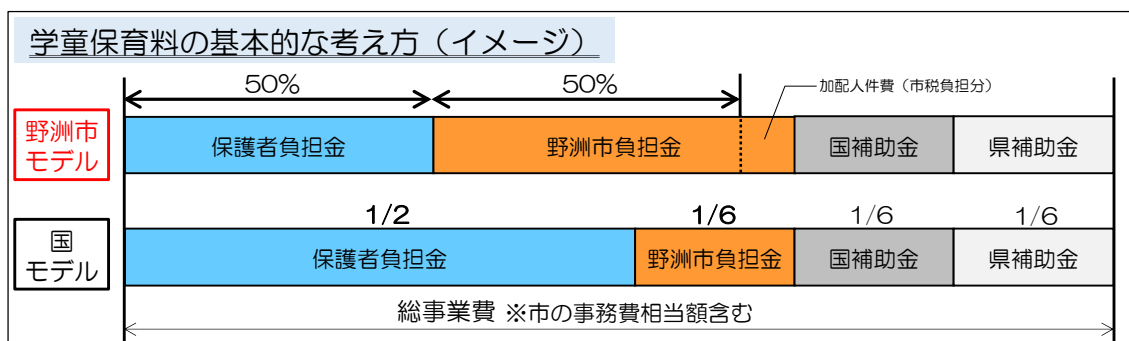
以下に、それぞれの内容をまとめる。

① 学童保育料および季節保育料の価格検証

(1) 保護者負担（学童保育料）の基本的な考え方

本市における学童保育料の保護者負担の基本的な考え方（折半ルール）は、第1期委員会の提言に基づき、以下のとおりとされている。

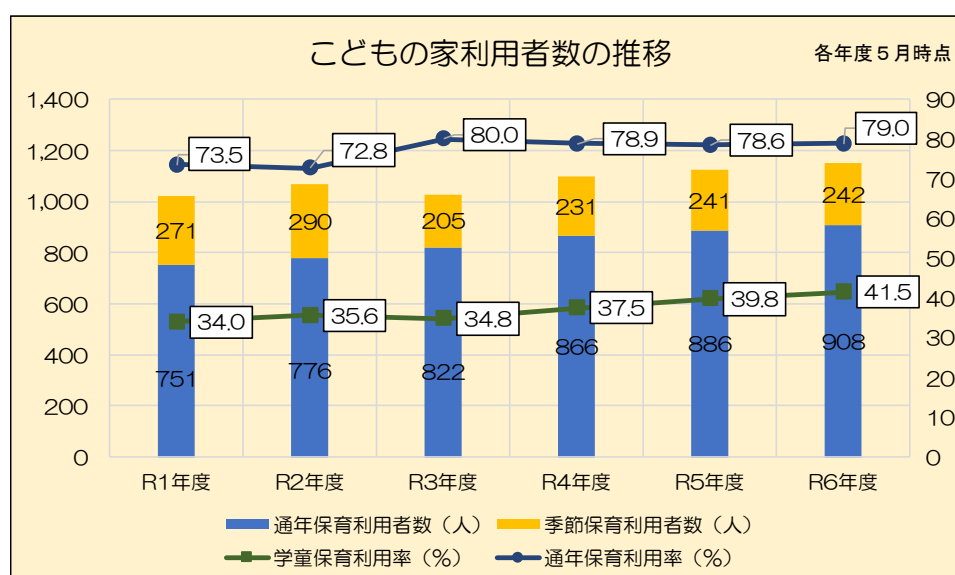
- ① 事業費には市の事務費相当額を加えたものを総事業費とする。
 - ② 総事業費から国県補助金及び加配人件費を除いた事業費を折半とする。
- ※加配人件費…特別支援児に係る指導員の人件費は市税負担とする。



(2) 令和元年度から令和6年度までの利用状況・事業費の確認

学童保育料および季節保育料の価格検証を行うに当たり、令和元年度から令和6年度までの利用状況・事業費（決算額）の確認を行った。

まず、利用状況については、利用者数は年々増加傾向であり、令和6年度では令和元年度と比較して128人、約1.13倍の増加となっている。特に通年保育の利用者が増加傾向にあり、近年では全体利用者のうち約8割を占めている。



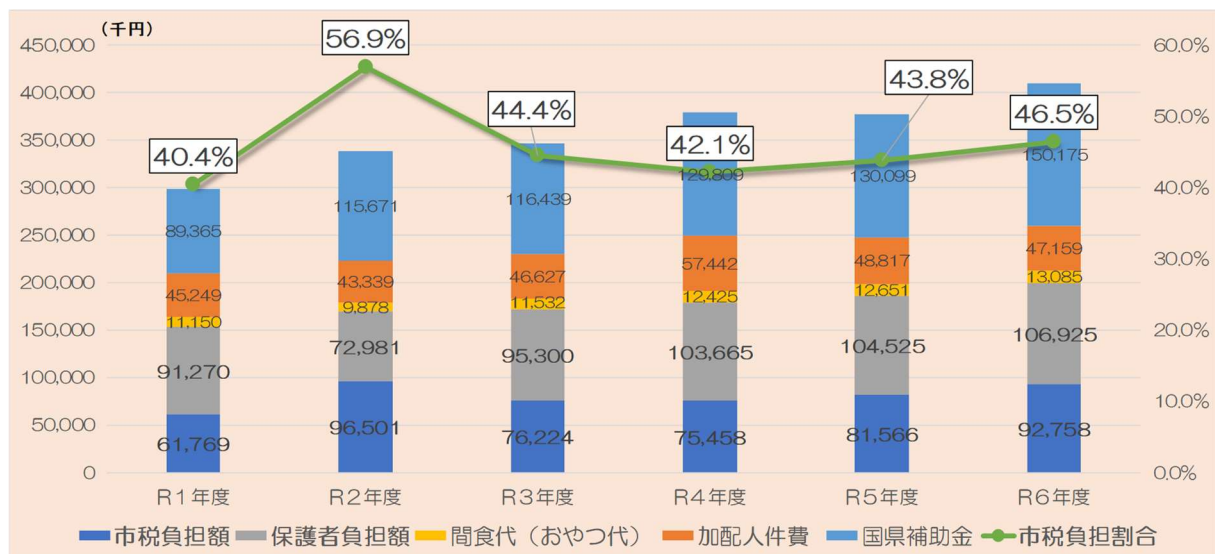
こどもの家利用者数の推移

毎年度5月時点

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校児童数（人） a	3,008	2,991	2,952	2,924	2,833	2,769
学童利用者数（人） b	1,022	1,066	1,027	1,097	1,127	1,150
通年保育利用者数（人） c	751	776	822	866	886	908
季節保育利用者数（人） d	271	290	205	231	241	242
学童保育利用率（%） b/a	34.0	35.6	34.8	37.5	39.8	41.5
通年保育利用率（%） c/b	73.5	72.8	80.0	78.9	78.6	79.0

次に、こどもの家の事業費（決算額）の推移から見た市税負担金と保護者負担金（保育料）との割合は以下のとおりである。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため閉所した期間中の保育料を還付したことから市税負担割合が一時的に高くなっているが、それを除くと概ね40%台前半を推移し、令和6年度には46.5%となっている。

こどもの家事業費（決算額）の推移から見た市税負担金と保護者負担金（保育料）との割合



（3）学童保育料の検証

これらの状況を踏まえ、学童保育料の検証を行った。令和6年度において市税負担割合が46.5%となっていることから、保護者負担割合の方が若干高いと言える。

ただし、令和6年10月に社会保険料制度が改正され、短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件が引き下げられたことにより、こどもの家指定管理事業者である野洲市社会福祉協議会についても対象事業所となった。この結果、従業員の社会保

除料が経費として事業費に加わった。令和6年度決算額には当該事業費の増加分が、下半期分のみ反映されていることから、一年分満額を令和6年度決算額ベースで試算すると、市税負担割合は48.6%となる。さらに、こどもの家を持続的に運営する上で、学童保育指導員の処遇改善に係る人件費や、老朽化した施設の更新及び維持管理費も今後必要となる経費として挙げられる。

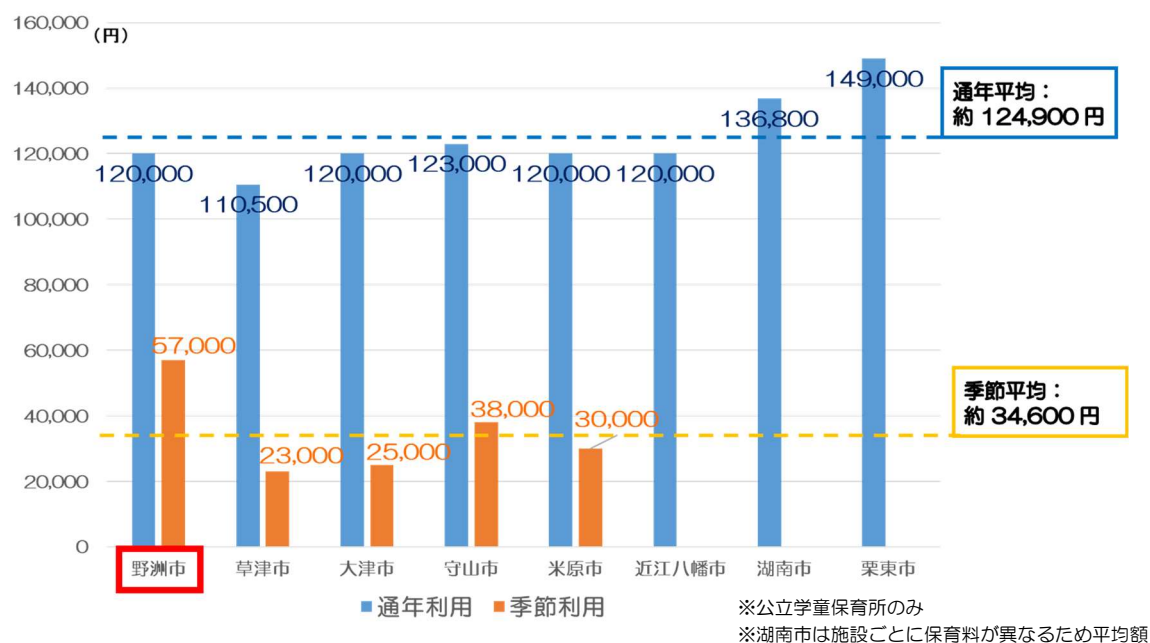
以上のとおり、保護者負担額と市税負担額の割合については、概ね50%になっていると言える。

一方で、こどもの家を利用する保護者からは、「他市と比べて季節保育料が割高であるため、価格を下げて欲しい」という意見があるため、これについても検証を行う。

以下は、本市の学童保育料を近隣市と比較したグラフである。これによると、通年利用保育料は他市と比べて平均的であるが、確かに季節保育料は他市と比べて割高であると言える。

近隣市との学童保育料（年間額）の比較

（令和7年6月調査時点）



しかし、本市においては平成24年度当時、通年保育料と季節保育料に1時間あたりの単価差が生じていたことから、第1期委員会の提言に基づき、この不公平な状況を解消するため、平成27年度から季節保育料を段階的に改正し、通年保育料と季節保育料の単価を統一してきた経緯がある。

H24年度 学童保育料

保育区分	保育時間 A	学童保育料 B	保育単価 B/A
通年保育	1,095.5hr/年	120,000円/年	109.5円/hr
季節保育	522.5hr/年	40,000円/年	76.6円/hr

段階的に単価の統一

この考え方により令和7年度の保育単価を算出すると、通年保育と季節保育の単価に大きな差はないことから、適正であると言える。（下表参照）

R7年度 学童保育料

保育区分	保育時間 A	学童保育料 B	保育単価 B/A
通年保育	1148.5 hr/年	120,000 円/年	104.5 円/hr
季節保育	535.5 hr/年	57,000 円/年	106.4 円/hr

また、こどもの家を利用する保護者から学童保育料の減免制度についても意見があったため、これについても検証を行う。

本市の学童保育料の減免制度については以下①～⑤のとおりであるが、④ひとり親家庭の減免率2割が他の区分と比べて低いのではないかと保護者意見を受け、近隣市との比較を行った。

《野洲市の減免制度》

区 分	減 免 率
①生活保護の規定により保護を受けている場合	10割
②当該年度の市町村民税非課税世帯	9割
③当該年度の市町村民税所得割非課税世帯	7割
④母子・父子・祖父母家庭で、児童を養育する者の前年合計所得金額が500万円以下の場合	2割
⑤災害その他の事情がある場合	市長が定める率

《近隣他市の保育料減免率》

R7.6月調査時点

区 分	野洲市	草津市	栗東市	守山市
①生活保護	10割	10割	10割	10割
②非課税世帯	9割	2割	5割	10割
③所得割非課税世帯	7割	なし	2割	なし
④ひとり親家庭	2割	2割	5割	月2,500円 (2割5分)
	合計所得金額 500万円以下	児童扶養手当認定 対象者	特に制限なし	児童扶養手当認定 対象者
⑤災害その他	市長が定める率	全額	あり (状況に応じて)	不明

これによると、④ひとり親家庭の減免率について、本市より高い減免率の市もあるが、その他の②非課税世帯及び③所得割非課税世帯については、近隣市の中でも本市の減免率は高く、手厚いと言える。

本市のこどもの家では、収入の低い世帯に対しては手厚く、一定の所得がある場合には相應の料金を負担いただくという考え方のもと、減免率を設定していると整理できる。

② 物価高騰に伴う間食費の見直し

（１）学童間食の現状について

現在、こどもの家の間食費（おやつ代）は、通年利用の場合、月額 1,200 円であることから、1 月あたり 20 日間利用として計算すると、1 食あたり 60 円分を保護者が実費負担している。

ここで、学童保育における間食（おやつ）の目的を確認する。こども家庭庁が示している放課後児童クラブ運営指針によると、「こどもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされ、こども同士や放課後児童支援員等とのコミュニケーションの機会となるおやつ等を適切に管理し、提供する。」また、「（おやつには）発達過程にあるこどもの成長にあわせて（略）補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する」とある。

しかし、近年の物価高騰の影響もあり、現行の 1 食 60 円では、上記の目的を達成できる十分なおやつを提供が困難な状況である。

1 食あたりのおやつ量（1 皿が 1 人あたりの 1 食分）

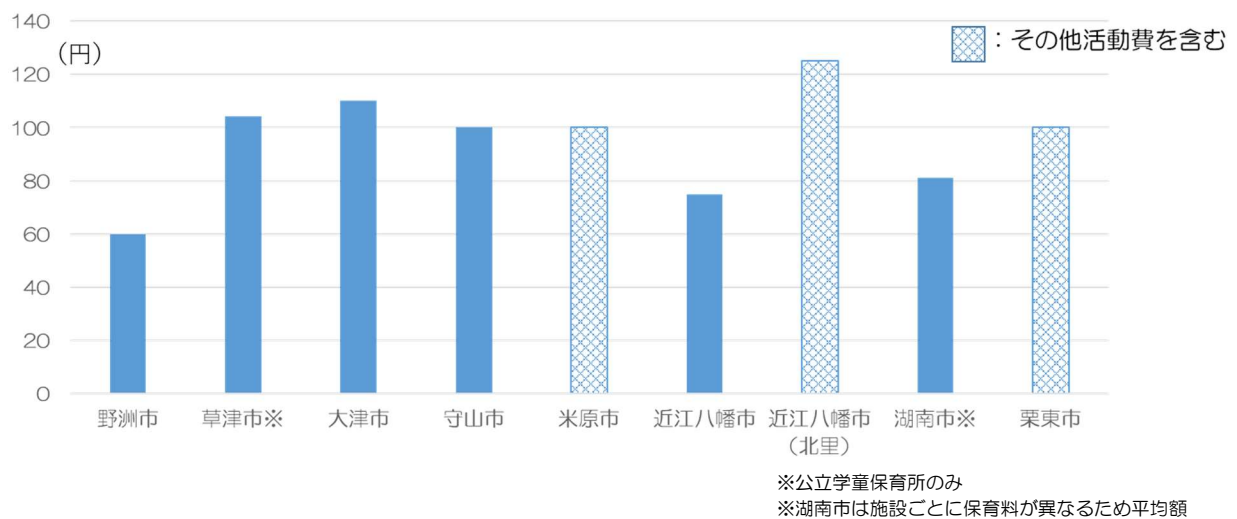


（２）近隣市における学童間食費の状況

学童間食費について、近隣市と比較する（次ページ参照）。これによると 1 食あたり 100 円前後が多い中、野洲市は 1 食 60 円と安価であることがわかる。

近隣市との学童間食費の比較

(令和7年6月調査時点)



以上のことから、学童保育におけるおやつの目的を達成するため、近隣市と同程度にまで間食費の見直し（値上げ）が必要と考える。

③ 季節保育における延長保育料・間食費の固定化

(1) 季節保育の延長保育料・間食費の算出方法について

現在、1月に満たない季節保育期間においては、延長保育料及び間食費をそれぞれの開所日数に応じた日割り計算により算出している。しかし、季節保育の日数は暦により毎年変動する（主な例：下表参照）ため、保護者負担の見通しが立ちにくいことに加え、料金の変更に係る事務が非常に煩雑となっている。そこで、事務効率化・負担軽減を考え、日割り計算の廃止及び料金の固定化を検討した。

季節保育（夜延長実施）日数の変動（主な例）

単位：日

年度	R3	R4	R5	R6	R7
4月 (新1年生除く)	8	8	↘ 7	↗ 9	9
7月	7	↗ 8	8	↗ 11	11
1月	4	4	↘ 3	↘ 2	↗ 3

(2) 見直し案

固定料金の案として、直近5か年（令和3年度～令和7年度）の各季節保育期間における区分ごとの平均開所日数から算出した保育料等を下の表にまとめた。

	4月	7月	8月	12月	1月	3月	通年
早朝B (8:00~8:30)	300円 (6.2日)	350円 (7.2日)	1,000円 (20日)	150円 (3.4日)	100円 (2.2日)	250円 (5.0日)	1,000円 (20日)
早朝A (7:30~8:30)	600円 (6.2日)	700円 (7.2日)	2,000円 (20日)	300円 (3.4日)	200円 (2.2日)	500円 (5.0日)	2,000円 (20日)
夜間	800円 (8.2日)	900円 (9.0日)	2,000円 (20日)	400円 (4.4日)	300円 (3.2日)	600円 (6.0日)	2,000円 (20日)
夜間 (新1年生)	1,200円 (11.8日)						
間食費	800円 (8.2日)	900円 (9.0日)	2,000円 (20日)	400円 (4.4日)	300円 (3.2日)	600円 (6.0日)	2,000円 (20日)
間食費 (新1年生)	1,200円 (11.8日)						

※間食費は、通年月額 2,000 円（改定後）を基準として計算

※カッコ内は、直近5か年の平均開所日数

3. 野洲市こどもの家の持続可能で安定した運営に向けて（提言）

今回の検証結果を踏まえ、野洲市こどもの家の運営が持続可能で安定したものとなるよう、次のとおり提言する。

① 学童保育料および季節保育料の価格検証について

保護者負担と市税負担は概ね折半されており、通年利用と季節利用の単価も概ね統一されていることから、現段階では学童保育料を据え置きとする。

② 物価高騰に伴う間食費の見直しについて

近年の物価高騰を鑑み、学童保育における間食（おやつ）を適切に提供できるよう、間食費の月額料金について月額 2,000 円へ見直しを行う。

③ 季節保育における延長保育料・間食費の固定化について

事務効率化・負担軽減のため、毎年の季節保育開所日数に関わらず、季節保育における延長保育料・間食費を固定額とする。算出根拠は、直近 5 か年（令和 3 年度～令和 7 年度）の季節保育日数の平均とする。

④ 学童保育の活動について

こどもの家においてどのような学童保育を行っていくのか、子どもたちに何を身に付けて欲しいのか、それら目指す姿を保護者にも示したうえで、どれだけの保育料が必要となるのか議論を深められたい。

4. おわりに

本委員会では、こどもの家の事業費における保護者負担額と市税負担額との費用バランスを検証し、学童保育料が適切であることを確認しました。さらに、間食費の見直し及び季節保育の延長料金・間食費の固定化についても検討し、こどもの家の運営が持続可能で安定したものとなるよう提言書としてまとめました。

こどもの家の利用者は増加傾向であり、今後もますます学童保育に対するニーズは高まることが推測されることから、本提言書が、こどもの家の持続ある運営を考える際の礎となりますことを期待して提言の結びとします。

5. 資料編

(1) 委員名簿（第4期）

野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会名簿（第4期）

（令和7年7月1日現在）

委員任期：令和7年7月1日～所掌事務終了日

		氏 名	所 属 等
第3条第2項第1号委員 （学識経験のある者）	1	佐藤 淳子	滋賀県社会保険労務士会
	2	苗村 吉昭	滋賀県中小企業診断士協会
第3条第2項第2号委員 （教育関係者）	3	青木 要	野洲市教育委員会学務課
第3条第2項第3号委員 （保護者代表）	4	中岡 夕佳里	野洲市学童保育連絡協議会
第3条第2項第4号委員 （公募委員）	5	原田 直樹	公募
第3条第2項第5号委員 （市長が必要と認めた者）	6	松宮 泰文	野洲市自治連合会
	7	後藤 アイ子	野洲市民生委員児童委員協議会

(2) 令和7年度野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会

【第1回】

日時	場所	出席委員	内容
令和7年8月19日 10時00分 ～11時45分	市役所本館 庁議室	委員7名	(1) 委員長及び副委員長の選出について (2) ・学童保育料および季節保育料の価格検証について ・物価高騰に伴う間食費の見直しについて ・季節保育における延長保育料・間食費の固定化について

【第2回】

日時	場所	出席委員	内容
令和7年12月18日 10時00分 ～正午	市役所本館 庁議室	委員7名	(1) 野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会 前回のふりかえり等について (2) 野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会（第4期）提言書（案）について

(3) 委員会規則

野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会規則

平成24年11月5日

規則第29号

改正 平成25年3月29日規則第2号

平成29年3月1日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、野洲市こどもの家条例（平成17年野洲市条例第27号）第14条第2項の規定に基づき、野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平29規則4・一部改正）

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) こどもの家の事業に関すること。
- (2) こどもの家の指定管理者による管理及び業務に関すること。
- (3) こどもの家の入所対象児童及び入所許可基準等に関すること。
- (4) こどもの家の保育料の額等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がこどもの家の運営上必要と認める事項に関すること。

2 委員会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) こどもの家に入所している児童の保護者
- (4) 市民（こどもの家に入所している児童又は入所を予定している児童の保護者及び同居の親族を除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務について市長に意見を述べる日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務

を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議長は、委員長が当たる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。

（会議の公開）

第7条 委員会は、原則公開とする。ただし、委員長が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(3) 議案に個人情報が含まれる場合

（傍聴）

第8条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、所定の用紙に自己の住所氏名を記入し、係員の指示及び傍聴人の守るべき事項を遵守しなければならない。

2 傍聴人の定員は、会場等の規模に応じて委員長がその都度定める。この場合において、傍聴人の数を規制する必要があるときは、先着順とする。

3 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等により撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

4 傍聴人が前3項に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部こども課において処理する。

（平25規則2・一部改正）

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成29年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。